

# モニタリング結果報告書様式

(厚生労働省24(Ⅰ-7-1))

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: Ⅰ-7-1)							
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)(昭和31年法律第160号)において規定されている血液製剤についての安全性の向上、国内自給の原則と安定供給の確保、適正使用の推進及びこれらの施策の実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を実現するために、血液製剤の安全対策、献血者の増加、血液製剤の適切かつ適正な使用の推進等に取り組んでいます。</p> <p>(根拠法令、政府決定、関連決定等)</p> <p>○血液法により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされています。</p> <p>①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施</p> <p>②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置</p> <p>③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護</p> <p>○平成24年度の献血の推進に関する計画(平成24年厚生労働省告示第143号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。</p> <p>○平成24年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成24年厚生労働省告示第142号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費(一部)[平成24年度予算額(全体):921,795千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	727,011	702,588	550,829	472,500	421,921	810,694
		補正予算(b)	-2,656	-1,167	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	724,355	701,421	550,829	472,500	421,921	810,694
	執行額(千円、d)	713,214	684,006	521,979	462,719			
執行率(%、d/(a+b+c))	98	98	95	98				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	献血の推進について (昭和39年8月21日閣議決定)	昭和39年8月21日		政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。				
測定指標	1. 安定供給に必要な血液量の確保状況	基準値	実績値				目標値	
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		208万L	200万L	208万L	206万L	203万L		208万L
	年度ごとの目標値		177万L	181万L	182万L	186万L		
	2. 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	基準値	実績値				目標値	
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
95万L		102.3万L	104.9万L	99.6万L	95.7万L		95万L	
年度ごとの目標値		100万L	100万L	96万L	95万L			
参考・関連資料等	<p>※「1. 安定供給に必要な血液量の確保状況」の目標値について、平成20～23年度は各年度の「献血の推進に関する計画」で示される「献血により確保すべき血液の確保量」の90%である。なお、平成24年度からは目標値を修正し、当該確保量の100%とした。</p> <p>○献血の推進について (昭和39年8月21日閣議決定<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/7f.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/7f.html</a>)</p> <p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html</a>)</p> <p>○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (平成20年厚生労働省告示第326号)<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html</a></p> <p>○平成24年度の献血の推進に関する計画(平成24年厚生労働省告示第143号)</p> <p>○平成24年度の血液製剤の安定供給に関する計画について(平成24年厚生労働省告示第142号)</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (血液製剤対策事業 <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0203.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0203.pdf</a>) (血液製剤対策推進事業 <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0204.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0204.pdf</a>)</p>							
担当部局名	医薬食品局血液対策課	作成責任者名	血液対策課長 三宅 智	政策評価実施時期	平成24年9月			